

国民健康保険料について

住民課 内線325～327

湯河原町の国民健康保険料は、①所得割（前年の所得などをもとに算定）、②資産割（湯河原町で課税される固定資産税をもとに算定）、③均等割（人数割）、④平等割（世帯割）の4つを組み合わせ、住民登録上の世帯ごとにとりまとめ、その世帯主あてに賦課されます。

国民健康保険料の計算方法は市町村ごとに異なり、また加入者の年齢構成、所得構成によって、保険料算定の基礎となる「料率」も格差が生じます。

例えば、一般的に高齢になると疾病にかかりやすくなることから、高齢化が進めば国民健康保険が負担する医療費が増加するといわれています。

全国的な少子高齢化が問題となる中、国でも医療費の抑制（適正化）に向けた取組を行っていますが、すぐに効果があがるわけではありません。

国民健康保険料を少しでも安く抑えるための方法を考えてみましょう。

- 1 生活習慣病（糖尿病など）を予防し、いつまでも健康を保ちましょう！
現代社会は、不摂生、運動不足になりがちですが、

放置しておく、やがては生活習慣病を発症し、高額な医療費につながります。

健康診断の受診など、日頃から健康状態の把握につとめ、血圧や体重の変化などに気をつけ、生活習慣病の予防に努めましょう。

2 保険料の納付にご理解とご協力を！

保険料は、所得割、資産割などによりなるべく加入者に不公平が生じないように計算されています。滞納される方がありますと、国民健康保険の運営に支障となりますので、忘れずに納期内の納付をお願いいたします。

金融機関などでの納付が難しい方は、口座振込もできますのでぜひお申し込みください。

なお、事情により保険料の納期内納付が困難な場合は、少額での分納などのご相談をお受けしますので、住民課・国民健康保険窓口までお越しください。

特別な事情がなく保険料を滞納されますと、法律により保険証を返還いただき、資格証明書（10割負担）を発行することがあります。

国民健康保険
生活サポートセンター

生活サポートセンター「やすらぎ」をご存知ですか

保健センター 内線361・362

精神的な疾患や障がいをお持ちの方及びそのご家族が普段の生活の中で悩んでいること、困っていることなどを気軽に相談できる窓口です。

【利用方法】

原則として登録制です。まずはお電話でご連絡ください。

【開催日時】

月・火・水・金・土（木・日・祝祭日は休み）
10:00～18:30

【サービス内容】

主に面接・電話相談などの相談業務、情報提供利用者同士が集えるフリースペースの提供精神保健福祉ボランティアによる食事サービス（予約制で有料となります。）
機関紙「やすらぎだより」の発行

*生活サポートセンターでのフリースペースの提供や食事サービス及び箱根町・湯河原町・真鶴町に

出張しての面接・電話相談などの各サービスの提供については、毎月発行する機関紙「やすらぎだより」で詳しくお知らせします。「やすらぎだより」は、保健センター窓口においてありますので、ご利用ください。

生活サポートセンターやすらぎ

小田原市城山1-13-25
碓井ビル地下1階
（駐車場はありません）
電話&FAX 34-1351
不在時 090-6508-6560

